

特例郵便等投票ができます！

投票日の4日前(7月6日(水))までに(必着)
お住まいの市町村選挙管理委員会に投票用紙を請求してください。

参議院議員通常選挙は7月10日！



投票の流れ

- ① 宿泊療養施設の職員に「特例郵便等投票をしたい」旨を申し出て下さい。投票用紙の請求に必要な書類をお渡します。
- ② 保健所等から交付された外出自粛要請の書面を添付し、お住まいの市町村選挙管理委員会に投票用紙を請求します。

※外出自粛要請等の書面が未発行の場合、請求書に理由を記載すれば、書面の添付がなくても投票用紙を請求できます。

※請求時に、外出自粛要請期間が終了していた場合、本制度により投票することはできません。

- ③ 市町村選挙管理委員会から投票用紙・投票用封筒が届きます。
- ④ 宿泊療養施設で投票用紙に記入し、投票用封筒に入れた後、封筒の表面に署名します。
- ⑤ 郵便により、市町村選挙管理委員会に返送します。

※ポストへの投函は宿泊療養施設職員に依頼してください。

※3カ月以内に住所を移した方は旧住所地での選挙となる場合があります。あらかじめ現住所地の市町村選挙管理委員会にお問い合わせください。

(お問合せ先)住民票がある市町村選挙管理委員会[県内の各市町村連絡先]

富山市 076-443-2126	滑川市 076-475-2111	舟橋村 076-464-1121
高岡市 0766-20-1464	黒部市 0765-54-2111	上市町 076-472-1111
射水市 0766-51-6640	砺波市 0763-33-1111	立山町 076-462-9986
魚津市 0765-23-1019	小矢部市 0766-67-1760	入善町 0765-72-1100
氷見市 0766-74-8025	南砺市 0763-23-2003	朝日町 0765-83-1100

※県外に住民票がある方は、当該市町村の選挙管理委員会にお問い合わせください。